

令和 3 年度鴨川市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 3 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 229,671 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,281,911 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 11 月 29 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		691,822	△ 1,458	690,364
	1 使用料	444,700	△ 1,458	443,242
15 国庫支出金		2,430,299	108,919	2,539,218
	1 国庫負担金	1,167,972	83,752	1,251,724
	2 国庫補助金	1,251,875	25,167	1,277,042
16 県支出金		1,047,015	31,076	1,078,091
	1 県負担金	574,852	18,205	593,057
	2 県補助金	370,229	4,117	374,346
	3 委託金	101,934	8,754	110,688
19 繰入金		859,014	46,155	905,169
	2 基金繰入金	771,706	46,155	817,861
21 諸収入		323,504	9,579	333,083
	4 雑入	229,590	9,579	239,169
22 市債		1,797,063	35,400	1,832,463
	1 市債	1,797,063	35,400	1,832,463
歳入合計		18,052,240	229,671	18,281,911

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		193,107	△ 228	192,879
	1 議会費	193,107	△ 228	192,879
2 総務費		2,908,939	△ 6,052	2,902,887
	1 総務管理費	2,521,844	△ 6,805	2,515,039
	2 徴税費	183,455	1,000	184,455
	3 戸籍住民基本台帳費	132,915	△ 247	132,668
3 民生費		5,834,093	158,785	5,992,878
	1 社会福祉費	3,034,179	77,804	3,111,983
	2 児童福祉費	2,235,131	34,576	2,269,707
	3 生活保護費	555,340	46,405	601,745
4 衛生費		2,953,148	24,919	2,978,067
	1 保健衛生費	587,509	26,110	613,619
	2 清掃費	2,044,067	△ 1,191	2,042,876
6 農林水産業費		691,235	22,191	713,426
	1 農業費	529,414	8,850	538,264
	2 林業費	50,897	841	51,738
	3 水産業費	110,924	12,500	123,424
7 商工費		498,030	1,150	499,180

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	498,030	1,150	499,180
8 土木費		899,099	11,334	910,433
	1 土木管理費	154,562	△ 1,400	153,162
	2 道路橋梁費	629,886	12,667	642,553
	4 都市計画費	64,204	42	64,246
	5 住宅費	31,181	25	31,206
9 消防費		779,880	6,758	786,638
	1 消防費	779,880	6,758	786,638
10 教育費		1,180,167	10,814	1,190,981
	1 教育総務費	174,758	882	175,640
	2 小学校費	198,081	896	198,977
	3 中学校費	119,860	26	119,886
	5 社会教育費	201,168	△ 994	200,174
	6 保健体育費	486,300	10,004	496,304
歳出	合計	18,052,240	229,671	18,281,911

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業	25,033
		防災・安全社会資本整備交付金事業	97,543

第3表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
天津小湊観光会館指定管理料	自 令和3年度 至 令和8年度	1,750
総合運動施設施設等管理業務委託料	自 令和3年度 至 令和6年度	73,425
陸上競技場天然芝管理業務委託料	自 令和3年度 至 令和6年度	16,728
パーソナルコンピュータ、複写機、印刷機その他事務用機器の借上げ等に係る使用料及び賃借料	自 令和3年度 至 令和4年度	10,011
パーソナルコンピュータ、複写機、印刷機その他事務用機器の保守点検業務等に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	9,690
例規システム、住民記録システムその他情報ネットワークシステムの借上げ等に係る使用料及び賃借料	自 令和3年度 至 令和4年度	35,623
公有財産管理システム、住民記録システムその他情報ネットワークシステムの保守点検業務等に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	35,632
空調機、浄化槽、エレベータその他施設設備の保守点検業務等に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	24,031

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市庁舎、小中学校その他施設の警備業務に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	15,617
市庁舎、小中学校その他施設の電気保安業務に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	765
自動車、機械設備その他の物件の借上げ等に係る使用料及び賃借料	自 令和3年度 至 令和4年度	864
市庁舎、公園その他施設の清掃等業務に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	13,612
予防給付ケアマネジメント業務に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	5,914
訪問入浴サービス、日中一時支援業務等に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	28,906
有害鳥獣の捕獲等業務に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	39,700
健康診断、予防接種その他健康管理等業務に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	222,907
一般廃棄物等の収集、運搬、処理等業務に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	214,464

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
給食材料、薬品類その他物品等に係る購入費	自 令和3年度 至 令和4年度	95,848
通学・通園バス等の運行業務に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	98,140
移住支援事業に係る業務委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	5,415
地域子ども・子育て支援事業に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	57,191
高齢者保護ショートステイ事業に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	210
口座振替に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	718
成年後見制度に係る業務委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	8,500
地域おこし協力隊支援委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	3,823
市税等コンビニ収納事業	自 令和3年度 至 令和4年度	1,349

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中小企業資金融資預託貸付金	自 令和3年度 至 令和4年度	80,000
生活困窮者学習支援事業委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	2,936
営繕工事単価表利用料	自 令和3年度 至 令和4年度	347
ふるさと納税推進事業に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	ふるさぽーと寄附金の額 に7%の率を乗じた額

第 4 表 地方債補正

追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎地域持続的発展特別事業	35,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。
計	35,000			

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港整備事業	32,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。	33,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
計	32,700				33,100			